

令和5年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5. 4. 18	R5. 5. 1	(請求内容) 医療法人社団〇〇の敷地内に存在する焼却炉に係るダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に係る届出の書類。				1											八王子市内の事業所のダイオキシン類対策特別措置法の所管は八王子市であり、東京都は当該公文書を作成及び取得していないため存在しない。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
2	R5. 4. 21	R5. 5. 2	(請求内容) 土壌汚染対策法に基づく届出書類一式 (設置、変更、承継、廃止) 所在地：〇〇 事業所：〇〇株式会社〇〇 ※添付書類含む。				1											開示請求者が開示を求める土地に関する申請書は、取得しておらず、存在しない。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
3	R5. 3. 8	R5. 5. 2	・令和3年6月11日付 3環多改第128号「令和3年度の地下水概況調査及び地下水に係るダイオキシン類の調査地点の推薦について（依頼）」起案文書及び別添 市町村ブロック図④ ・令和3年6月11日付 3環多改第128号「令和3年度の地下水概況調査及び地下水に係るダイオキシン類の調査地点の推薦について（依頼）」施行文書 ・令和4年5月11日付 4環多改第106号「令和4年度の地下水概況調査及び地下水に係るダイオキシン類の調査地点の推薦について（依頼）」起案文書及び別添 市町村ブロック図① ・令和4年5月11日付 4環多改第106号「令和4年度の地下水概況調査及び地下水に係るダイオキシン類の調査地点の推薦について（依頼）」施行文書	173	1														環境局 多摩環境事務所 環境改善課





一部開示決定通知書（開示請求 4） 別紙 1

	開示しない部分（非開示情報）	非開示条項	非開示理由
1	井戸の所在地（町名番地）及び郵便番号並びに井戸の所有者の氏名（名称）、住所、電話番号及び属性情報（個人、法人、行政機関の別などに関する情報）。また、水質調査依頼文書等の宛先、発送手段及び公印省略の有無、及び、地下水調査地点「その他参考事項」欄の非開示とした部分	<p>条例 7 条 6 号</p> <p>条例 7 条 2 号、3 号、6 号</p>	<p>探水の調査依頼を行う際には、井戸所有者名及び井戸の所在地を公表しないことを条件にして協力を得ており、実際に各調査対象井戸の有機フッ素化合物等の濃度は、井戸の具体的な位置が特定されない形で公表されている。このため、これら井戸の所在地に係る情報を公にした場合、風評被害や地価の下落等が生じ、井戸所有者（個人、法人又は行政機関）の利益を不当に損ねるおそれがある。その結果、今後東京都が行う類似の調査においても協力を得られなくなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>井戸所有者が個人である場合は、特定の個人を識別できる情報であるため 7 条 2 号に該当する。また、法人所有である場合は、公にすることにより、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 7 条 3 号に該当する。さらに、行政機関（関係区市町村）の所有である場合、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、井戸の所在する行政施設の管理運営に際し、地域住民等から無用の混乱や憶測を招き、当該施設の管理運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 7 条 6 号に該当する。</p>
2	井戸の深さ・種類に関する情報、井戸の用途、掘削時期、設置年などに関する情報	条例 7 条 6 号	<p>公にした場合、既に開示されている井戸の住所のブロック名称や、公表されている井戸の情報等と照合することで、井戸の所在地及び井戸の所有者を相当程度特定することが可能であり、その結果、調査対象井戸の所有者が今後東京都の行う類似の調査に対する協力を躊躇することとなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
3	井戸の所有者を除く非開示とした個人（行政機関（関係市町村）の職員、法人の従業員等）の氏名及びメールアドレス	条例 7 条 2 号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
4	東京都職員等のメールアドレス	条例 7 条 6 号	公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
5	地下水調査地点「その他参考事項」欄の非開示とした部分	条例 7 条 6 号	井戸の所有者から聴取した内容であり、公にすることで今後の地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

一部開示決定通知書（開示請求6） 別紙2

	開示しない部分（非開示情報）	非開示条項	非開示理由
1	井戸の所在地（町名番地）及び郵便番号並びに井戸の所有者の氏名（名称）、住所、電話番号及び属性情報（個人、法人、行政機関の別などに関する情報）、現場写真。 また、水質調査依頼文書等の宛先及び測定ブロック名称欄の非開示とした部分、並びに、【地下水】概況調査等地点回答様式「推薦者」欄の非開示とした部分、水質調査依頼文別紙の調査予定井戸	条例7条6号  条例7条2号、3号、6号	探水の調査依頼を行う際には、井戸所有者名及び井戸の所在地を公表しないことを条件にして協力を得ており、実際に各調査対象井戸の有機フッ素化合物等の濃度は、井戸の具体的な位置が特定されない形で公表されている。このため、これら井戸の所在地に係る情報を公にした場合、風評被害や地価の下落等が生じ、井戸所有者（個人、法人又は行政機関）の利益を不当に損ねるおそれがある。その結果、今後東京都が行う類似の調査においても協力を得られなくなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。  井戸所有者が個人である場合は、特定の個人を識別できる情報であるため7条2号に該当する。また、法人所有である場合は、公にすることにより、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため7条3号に該当する。さらに、行政機関（関係区市町村）の所有である場合、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、井戸の所在する行政施設の管理運営に際し、地域住民等から無用の混乱や憶測を招き、当該施設の管理運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため7条6号に該当する。
2	井戸の深さ・種類に関する情報、井戸の用途、掘削時期、設置年、取水施設（井戸周囲の状況、井戸位置図、井戸見取図等）及び水質（水温、pH値、電気伝導度、溶存酸素、臭気、色相等）に関する情報、及び、局内説明資料の非開示とした部分、並びに、メール文の非開示とした部分	条例7条6号	公にした場合、既に開示されている井戸の住所のブロック名称や、公表されている井戸の情報等と照合することで、井戸の所在地及び井戸の所有者を相当程度特定することが可能であり、その結果、調査対象井戸の所有者が今後東京都の行う類似の調査に対する協力を躊躇することとなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
3	井戸の所有者を除く非開示とした個人（行政機関（関係区市町村）の職員、法人の従業員等）の氏名、メールアドレス及び電話番号	条例7条2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
4	東京都職員等のメールアドレス	条例7条6号	公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
5	外部測定機関の計量証明書	条例7条6号	第三者の分析機関から、複製を制限することを条件に提供されていることから、公にすることで信頼が損なわれ今後の地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
6	環境ラポ平面図、印影	条例7条4号	建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある。また、印影は、複写等により犯罪等に利用されるおそれがある。
7	【地下水】概況調査等地点回答様式「その他参考事項」欄の非開示とした部分	条例7条6号	井戸の所有者から聴取した内容であり、公にすることで今後の地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。